

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第114号	令和5年度宝塚市一般会計補正予算（第7号）	可決 （全員一致）	11月28日
議案第115号	令和5年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第116号	令和5年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第117号	令和5年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	
議案第118号	令和5年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第119号	令和5年度宝塚市特別会計平井財産区補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第120号	令和5年度宝塚市特別会計山本財産区補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第121号	令和5年度宝塚市特別会計中筋財産区補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第122号	令和5年度宝塚市特別会計中山寺財産区補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第123号	令和5年度宝塚市特別会計米谷財産区補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第124号	令和5年度宝塚市特別会計川面財産区補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第125号	令和5年度宝塚市特別会計小浜財産区補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第126号	令和5年度宝塚市特別会計鹿塩財産区補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第127号	令和5年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費補正予算（第2号）	可決 （全員一致）	
議案第130号	宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第131号	宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例を廃止する条例の制定について	可決 （全員一致）	

議案第 1 3 2 号	宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	1 1 月 2 8 日
議案第 1 3 3 号	宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 3 4 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 4 5 号	宝塚市副市長の選任につき同意を求めることについて	同意 (全員一致)	
議案第 1 4 8 号	令和 5 年度宝塚市一般会計補正予算 (第 8 号)	可決 (全員一致)	1 2 月 1 9 日
議案第 1 4 9 号	令和 5 年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 2 号)	可決 (全員一致)	
議案第 1 5 0 号	令和 5 年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算 (第 2 号)	可決 (全員一致)	
議案第 1 5 1 号	令和 5 年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算 (第 3 号)	可決 (全員一致)	
議案第 1 5 2 号	令和 5 年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算 (第 2 号)	可決 (全員一致)	
議案第 1 5 3 号	令和 5 年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費補正予算 (第 3 号)	可決 (全員一致)	
議案第 1 5 5 号	宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 1 5 6 号	宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第 1 5 7 号	宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第 1 5 8 号	宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
請願第 4 号	健康保険証の存続を求める請願	不採択 (賛成少数)	1 1 月 2 8 日

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第114号 令和5年度宝塚市一般会計補正予算（第7号）

議案の概要

補正後の令和5年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額

931億435万6千円（21億4,834万円の増額）

歳出予算の主なもの

増額 基金管理事業、自立支援事業、子育て支援コーディネーター事業、乳幼児等医療費助成事業、特別会計宝塚市営霊園事業費繰出金、温泉施設等管理事業、ハーフマラソン実施事業、物価高騰に伴う光熱費の増額対策としての支援金、過年度精算金など

減額 人件費、執行額の確定に伴う執行残など

歳入予算の主なもの

増額 国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（単独）、自立支援給付費負担金など

県支出金 自立支援給付費負担金など

寄附金 フレミラ宝塚施設等整備保全に対する寄附金、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る寄附金など

繰越金 前年度からの繰越金

減額 繰入金 財政調整基金とりくずしなど

繰越明許費補正

追加 都市計画道路荒地西山線整備事業（小林工区）など

変更 道路維持事業

債務負担行為補正

追加 地域公共交通検証事業など

変更 デスクトップ型ウイルス対策ソフトウェア使用料

地方債補正

変更 街路整備事業債など

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 宝塚ハーフマラソンにおいてファミリー3kmの親子参加者への参加賞Tシャツの配付枚数を減らしたのか。

答1 少しでも経費節減につなげるため、これまで2枚配っていたものを1枚に減らすこととした。

問2 宝塚ハーフマラソンについて、参加者にとってハーフが魅力であるのに、工事の

ために距離が短くなり参加人数も減ったのではないかと考える。また、従来の参加者が、豚汁の提供がなくなったことなどにより、楽しみがなくなったと感じ、次回の参加者の確保が難しくなるのではないか。従来どおりの実施ができるよう、寄附を募るなどの努力をする考えはないのか。

答2 経費節減のため、やむを得ず豚汁の提供をやめた一方で、キッチンカーでの飲食販売を行い、ランナーだけでなく、応援に来た方にも買ってもらえる仕組みを計画している。おもてなしの部分で下がったところはあるかもしれないが、少しでも魅力が上がる工夫をし、残念だったと言われる大会にならないよう努力したい。

問3 市制70周年記念市民活動支援補助金は、この補助金を受けるために新しく団体を結成しても交付の対象になるということだが、その団体が政治的な活動、宗教的な活動及び特定の人物の支持を目的とする団体ではないということを、書類審査だけで選別するのは可能なのか。

答3 補助金の申請時に、政治的な活動、宗教的な活動及び特定の人物の支持を目的とする団体ではないという誓約書の提出を求める。加えて、団体の活動実績や、新しい団体であれば今後どのような活動を行うかを記載した書面の提出により確認を行おうと考えている。団体の書いた内容をできる範囲で調べて対応していきたい。

問4 会計年度任用職員の地域児童育成会の支援員については、定数を満たしていないにもかかわらず募集を行っても応募がない。この状況は2020年に会計年度任用職員制度が導入されたことにより勤勉手当や退職金がなくなるなど、処遇の改悪も影響していると思うが、その点についてどう考えているのか。

答4 たくさんの応募者を集めるためには、一定の処遇も必要と考えるが、処遇以外にも職場の魅力の向上も必要であり、また、応募するための様々な資格要件のハードルを可能な範囲で下げるなどの取組も試みている。処遇の改善については、令和6年度から国でも会計年度任用職員に勤勉手当を支給する法改正がされており、本市においても令和6年度から勤勉手当が支給できるよう条件整備していきたいと考えている。

問5 都市計画道路荒地西山線整備事業の用地買収に伴う補償費が797万円となっているが、これはどのような内容なのか。

答5 阪急電鉄の軌道の高さはそのまま道路を下げるよう計画を見直した際、敷地との高低差が大きくなり出入りが難しくなる住宅に対して補償が必要となるため予算を計上していた。

事業期間が約30年と長期にわたっており、阪急今津線の立体交差を見直してからでも既に10数年が経過しているが、補償は、高低差が生じる工事のタイミングで行う。通常は年数がたつと減価償却により補償金額は下がるのだが、物価高騰等

により、補償金額が、以前調査し算出した想定より上がっていることが最近判明したため増額となった。

問6 障害（がい）者福祉事業、建物保全における昇降機設備更新工事の契約が不調となったことにより、施設の利用に影響が出ているのか。

また、今後どのように改修工事が進められるのか。

答6 該当施設の昇降機は現在使用できる状態であるが、故障した場合には部品の調達ができない状況となっているため、更新を行おうとした。

今回不調に終わったが、昨今の資材高騰や技術者の不足などの懸念材料があるため、それらを精査した上で来年度に工事が実施できるよう進めていきたい。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第115号 令和5年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）
議案の概要
補正後の令和5年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額 231億4,713万6千円（5億1,783万6千円の増額）
歳出予算の主なもの
増額 基金管理事業
減額 人件費など
歳入予算の主なもの
増額 前年度からの繰越金
減額 職員給与費等繰入金
論 点 なし
<質疑の概要> なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第116号 令和5年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算(第1号)	
議案の概要	
補正後の令和5年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額 1億5,877万円(73万円の減額)	
歳出予算の主なもの	
減額 人件費	
歳入予算の主なもの	
減額 一般会計繰入金	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第117号 令和5年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）	
議案の概要	
補正後の令和5年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額 242億4,937万円（4億1,196万4千円の増額）	
歳出予算の主なもの	
増額	人件費 一般管理事業 基金管理事業
歳入予算の主なもの	
増額	職員給与費等繰入金 その他一般会計繰入金 前年度からの繰越金
減額	介護保険事業費補助金
債務負担行為補正	
変更	デスクトップ型ウイルス対策ソフトウェア使用料
論 点	なし
<質疑の概要>	
問1	3年ごとの報酬改定時にシステム改修が実施され、今回の費用が約1,322万円とこのことだが、前回の令和2年の費用も同程度か。
答1	前回の費用が約1,331万円で、同程度となっている。
問2	令和7年にシステムの標準化が予定されているが、それを見据えて、今回の改修費用を削減することはできなかったのか。
答2	今回の改修は令和6年4月に必要な部分であり、令和7年度末までに実施する標準化とは内容が異なるため、費用削減は難しいと考える。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第118号 令和5年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）	
議案の概要	
補正後の令和5年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額 49億5,366万6千円（1億4,486万6千円の増額）	
歳出予算の主なもの	
増額	後期高齢者医療広域連合納付金
減額	人件費
歳入予算の主なもの	
増額	繰越金 前年度からの繰越金
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

- 議案第119号 令和5年度宝塚市特別会計平井財産区補正予算（第1号）
議案第120号 令和5年度宝塚市特別会計山本財産区補正予算（第1号）
議案第121号 令和5年度宝塚市特別会計中筋財産区補正予算（第1号）
議案第122号 令和5年度宝塚市特別会計中山寺財産区補正予算（第1号）
議案第123号 令和5年度宝塚市特別会計米谷財産区補正予算（第1号）
議案第124号 令和5年度宝塚市特別会計川面財産区補正予算（第1号）
議案第125号 令和5年度宝塚市特別会計小浜財産区補正予算（第1号）
議案第126号 令和5年度宝塚市特別会計鹿塩財産区補正予算（第1号）

議案の概要

（議案第119号）

補正後の歳入歳出予算の総額 3,694万2千円（794万2千円の増額）

歳出予算の主なもの 増額 区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 前年度からの繰越金

（議案第120号）

補正後の歳入歳出予算の総額 672万6千円（168万5千円の増額）

歳出予算の主なもの 増額 区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 前年度からの繰越金

（議案第121号）

補正後の歳入歳出予算の総額 366万4千円（85万7千円の増額）

歳出予算の主なもの 増額 区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 前年度からの繰越金

（議案第122号）

補正後の歳入歳出予算の総額 679万1千円（177万4千円の増額）

歳出予算の主なもの 増額 区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 前年度からの繰越金

（議案第123号）

補正後の歳入歳出予算の総額 8,095万1千円（946万4千円の増額）

歳出予算の主なもの 増額 区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 前年度からの繰越金

(議案第124号)

補正後の歳入歳出予算の総額 485万9千円 (37万円の増額)

歳出予算の主なもの 増額 区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 前年度からの繰越金

(議案第125号)

補正後の歳入歳出予算の総額 780万8千円 (141万9千円の増額)

歳出予算の主なもの 増額 区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 前年度からの繰越金

(議案第126号)

補正後の歳入歳出予算の総額 461万3千円 (101万4千円の増額)

歳出予算の主なもの 増額 区有金繰出金

歳入予算の主なもの 増額 前年度からの繰越金

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 財産区の収入に毎年決まったものはあるか。

答1 土地の賃貸料、区有金の運用益、会館の使用料などがある。例年、安定した収入となっている。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果

議案第119号 可決 (全員一致)

議案第120号 可決 (全員一致)

議案第121号 可決 (全員一致)

議案第122号 可決 (全員一致)

議案第123号 可決 (全員一致)

議案第124号 可決 (全員一致)

議案第125号 可決 (全員一致)

議案第126号 可決 (全員一致)

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第127号 令和5年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費補正予算（第2号）	
議案の概要	
補正後の令和5年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費の歳入歳出予算の総額 3億2,633万3千円（6,441万7千円の増額）	
歳出予算の主なもの	
増額 長尾山霊園管理事業	
歳入予算の主なもの	
増額 一般会計からの繰入金	
論 点	なし
<質疑の概要>	
なし	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第130号 宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
事務の効率化を図る観点から、個別の財産区特別会計を一つの特別会計に統合するため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第131号 宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例を廃止する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>新型コロナウイルスが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における5類感染症に位置づけられ、同基金の役割が一定終了したため、条例を廃止しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 当該基金の残高は幾らか。</p> <p>答1 約1,260万円残っている。</p> <p>問2 この残高を「ふるさとまちづくり基金」へ積み立てるとのことだが、同基金の残高は現在幾らあるのか。</p> <p>答2 令和5年12月補正後の残高が4億9,128万2千円となる。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名 議案第132号 宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要 宝塚市行財政経営方針に掲げる変革や協働・共創などの取組により、第6次総合計画を着実に推進していくため、必要な組織体制を整備することを目的に条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 現在の室制度にデメリットがあったのか。 答1 室制度を見直す目的は行政ニーズの多様化・複雑化に対し、分野横断的に業務を執行することである。室制度のメリットとデメリットは裏腹で、メリットとして事務分掌及び所管範囲の明確化が挙げられるが、逆にデメリットとして業務に対し横断的に対応する意識が薄くなると考えている。</p> <p>問2 特命事項を所掌する担当次長の配置について、どのような部署を特命担当として考えているのか。 答2 まだ具体的な回答はできないが、部局横断的な取組に対応する担当次長と部長を補佐する部総括の次長を配置し、運営していきたい。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第133号 宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第145号 宝塚市副市長の選任につき同意を求めることについて

議案の概要

（議案第133号）

社会情勢や本市をとりまく環境の変化に対応し、第6次総合計画を着実に実施する体制を整備するとともに、国などの機関との連携を強めて、市の重要施策を適切に推進するため、来年1月から副市長の定数を1人から2人以内に改めるよう条例の一部を改正しようとするもの。

（議案第145号）

次の者を副市長に選任しようとするもの。

藤島 昇

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 副市長を、現在の1名から2名にする理由は何か。

答1 社会情勢及び本市を取り巻く環境の変化が大きい中、第6次宝塚市総合計画をはじめ、各種計画を着実に推進していくため、副市長を2名体制とする。国等との連携を強め、重要な施策を適切に推進することができる体制を目指している。

問2 新体制は新年度からとなることが通例だが、今回は来年の1月から変更する。理由は何か。

答2 これからの時代にふさわしい行財政経営の実現が急務であり、この時期に的確な意思決定を進めていくため。

問3 藤島理事が本市に赴任してから約4か月となるが、本市の特徴や課題について、どのように分析しているか。

答3 理事として企画経営部及び総務部を所管し、実施計画についてのレビュー、組織の見直し、新年度予算のヒアリング、都市経営会議、市立病院の経営改革会議等に出席し、議論に参加してきた中で本市の課題については理解が深まったと感じている。財政状況については当面の間は問題ないと考えているが、今後、乳幼児等・こども医療費の無償化、上下水道事業、新ごみ処理施設、病院の経営改革など各種懸案事項はあると感じている。過去の経験、国との人脈がどれだけ解決に役立つかわからないが、精いっぱい務めたいと考えている。

問4 副市長2名でそれぞれ所管を分担するとのことだが、そのように決定した理由は何か。

答4 井上副市長については、教育長の経験もあり、教育行政や子どもの分野に明るいと考え。さらに、都市安全あるいは都市整備の分野においては事業が長期にわたり、経緯を理解している必要があるため、井上副市長の所管とした。藤島新副市長については、市立病院の今後に向けて国とのパイプ役、医療との関係性から健康福祉関係を所管としている。その他、環境や産業文化の分野においても、国の動きを注視しながら動く必要があるため所管としている。両者とも、これまでの人脈、知識、経験を生かし互いに意思疎通を図りながら業務を遂行していただく。

問5 市長1名、副市長1名の縦の関係より、市長1名、副市長2名の三角形の関係がよりよい関係と考える。チームワークがよく働くよう3名の会議はどのように行われるのか。

答5 副市長が2名になると、違った視点の広い価値判断で市長へ上げていくことができる。現在も市長、副市長、理事、技監、部長が集まり、週に1回は協議を実施しているが、よりチームとして一体的に、戦略的になるよう会議を発展させたい。

問6 理事と技監のポストは今後も維持されるのか。

答6 人づくりとして、C X O補佐官、弁護士職員の任用など外部人材を活用し、職員の意識改革、データ利活用などの基盤強化、協働共創によるまちづくりなどに取り組んでいる。技術部門においては、都市計画道路の整備、新ごみ処理施設の建て替えがあり、病院の経営強化など大型事業もあるため、当面の間は理事と技監を残して、庁内連携を強化し、この体制で一丸となって取り組みたい。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果

議案第133号 可決（全員一致）

議案第145号 同意（全員一致）

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第134号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案の概要
地方自治法の改正に伴う所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第148号 令和5年度宝塚市一般会計補正予算（第8号）

議案の概要

補正後の令和5年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額
933億7,862万5千円（2億7,426万9千円の増額）

歳出予算の主なもの

増額 病院事業会計補助金、保育施設等への一時支援金、介護サービス及び障害福祉サービス事業者に対する物価高騰対策支援金、人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費の増

歳入予算の主なもの

増額 国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
県支出金 保育施設等への一時支援金
繰入金 財政調整基金とりくずし

債務負担行為補正 物価高騰対策支援事業

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今回、市内店舗キャッシュレスポイント還元事業を実施するに当たり、過去に行った際の反省点を解消するためにどう工夫しているか。

答1 今回の事業は、市内の事業者に対する広い支援なので、販売促進や消費喚起を目的としている。そのために、適切なタイミングでの実施に加え、広くこの事業の周知に尽力したい。

問2 物価高騰等対策介護サービス継続支援金について、特定施設入居者生活介護においては、定員50人未満の施設で支援金13万円、50人以上の施設で支援金65万円と、少しの人数の違いで支給金額に大きな差がある。不公平感をなくすためにもう少し細かい設定等が必要ではないか。

答2 市では昨年度からこの形での制度設計をしているが、次回以降は、もう少し柔軟に不公平感のない制度設計をしていきたい。

問3 市立病院の物価高騰に対する増額対策支援について、先日、文教生活常任委員会で審査された電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金で光熱費については支援されるが、入院患者の食材費の高騰による影響への対応について質疑があったが、その後、食材費への対応はどうなったか。

答3 県の12月補正予算で、食材費の高騰分について支給されることとなったため、今回、市はその他医療の材料費の物価高騰分について支援することとした。

問4 市内店舗キャッシュレスポイント還元事業について、委託料の内訳と手数料の支払われる仕組みは。

答4 委託期間は来年4月から8月の5か月間で、委託料の内訳は、事務局人件費が120万円、利用可能店舗周知の販促物作成等に205万円、利用可能店舗検索システム構築に166万円、通信費や文書作成等の諸経費が54万円に消費税を加えた合計が600万円となる。

手数料は、決済サービスのプラットフォームの利用手数料として、キャッシュレスポイントの還元額の5%と運営費の100万円に消費税を加えたものになる。

支払いの仕組みは、市が委託事業者を通じキャッシュレス決済事業者に支払うこととなっている。

自由討議 なし

討論

(賛成討論)

討論1 議員と特別職職員の期末手当引上げには反対の立場だが、この補正予算全体は、物価高騰に対する病院、保育所及び介護施設等への支援や、市内の経済消費を喚起する内容が主である。市民も経営者も本当に大変な思いをしており、それらについて反対の意思はないため、本議案に賛成する。

審査結果 可決 (全員一致)

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

- 議案第149号 令和5年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）
議案第150号 令和5年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第2号）
議案第151号 令和5年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）
議案第152号 令和5年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）
議案第153号 令和5年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費補正予算（第3号）

議案の概要

（議案第149号）

補正後の令和5年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額
231億5,059万6千円（346万円の増額）

歳出予算 本年度の人事院勧告に準じた給与改定に伴い、人件費を増額しようとするもの。

（議案第150号）

補正後の令和5年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費の歳入歳出予算の総額
1億5,952万8千円（75万8千円の増額）

歳出予算 本年度の人事院勧告に準じた給与改定に伴い、人件費を増額しようとするもの。

（議案第151号）

補正後の令和5年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額
242億5,261万3千円（324万3千円の増額）

歳出予算 本年度の人事院勧告に準じた給与改定に伴い、人件費を増額しようとするもの。

（議案第152号）

補正後の令和5年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費の歳入歳出予算の総額
49億5,473万8千円（107万2千円の増額）

歳出予算 本年度の人事院勧告に準じた給与改定に伴い、人件費を増額しようとするもの。

（議案第153号）

補正後の令和5年度宝塚市特別会計宝塚市営霊園事業費の歳入歳出予算の総額
3億2,637万6千円（4万3千円の増額）

歳出予算 本年度の人事院勧告に準じた給与改定に伴い、人件費を増額しようとするもの。

もの。
論 点 なし <質疑の概要> なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 議案第149号 可決 (全員一致) 議案第150号 可決 (全員一致) 議案第151号 可決 (全員一致) 議案第152号 可決 (全員一致) 議案第153号 可決 (全員一致)

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第155号 宝塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要
本年8月の人事院勧告に準じて、一般職の任期付職員の給料を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
問1 任期付職員とはどのような職種で、任期は何年なのか。また、表にある1号級の人は幾ら増額するのか。
答1 適用されるのは、市立病院の病院事業管理者、病院副事業管理者及び病院長の3名と理事が1名で合計4名となる。任期については、病院は1年更新、理事は3年の任期としている。5年の範囲内で任用できる。
また、表にある1号級の給与は5千円増額となる。7号級については9千円増額となる。2号級から6号級は段階的に増額していく。
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第156号 宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、市議会議員の期末手当を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

なし

自由討議

委員A 平成28年11月に会派代表者会において、期末手当に関しては特別職報酬等審議会の議論を尊重するというので全会派一致となったということは、ここにいる委員が全員共有していることなのか。

委員B 以前、特別職に勤勉手当を支給することに反対する世論があり、国家公務員の特別職も含めて、支給は期末手当だけにした。報酬の削減の議論もあり、期末手当については、特別職報酬等審議会の議論を尊重することを確認した。

委員C 議員は年齢も経験も違い、どんな経歴であっても同じ報酬である。議員の報酬については自ら議員提案して改定できるが、それを自ら判断するのではなく、第三者に委ねて審議してもらふことだと考える。議員の評価については選挙があり、自分たちができることとして、自主的に報酬を削減することで合意してきた。

委員D 平成28年11月の会派代表者会において、削減は月額報酬で対応し、期末手当は特別職報酬等審議会の議論を尊重するというので合意したという経緯は理解した。しかし、当時の議員も半数以上入れ替わり、社会情勢も変化する。その点について、議論の機会を持つべきだったと考える。

委員A 私も人事院勧告が議員には適用されないのではないかという考えであり、現在の物価高騰の状況で市民生活を考えると議員報酬を引き上げることに悩むところはある。平成28年に会派代表者会において議員が合意形成を図ったことは非常に大きなことだったと考えるので、その時点で議員だった立場として、それを尊重したい。

討 論

(反対討論)

討論 1 過去の経緯は理解したが、国税庁による令和 4 年度分民間給与実態統計調査によると、本市議員報酬と同等の年収 900 万円を超える給与所得者の割合は 7.6% しかない。26 か月連続で物価が上昇し、実質賃金は 18 か月連続で前年比マイナスの状況である。もともと高所得者といえる市議会議員のボーナスを引き上げることに、市民の理解が得られるはずがない。そもそも人事院勧告は公務員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置で民間企業従業員の給与水準と公務員の給与水準を均衡させるためにあるもので、自ら条例提案によって期末手当の改正が可能な市議会議員に当てはめることは適切ではないと考えるため、本議案に反対する。

(賛成討論)

討論 2 平成 28 年 11 月の会派代表者会において、全会一致で合意したことを受けて賛成する。確かに、当時、議員ではなかった人が半数以上いるため、再度議論する必要はあると考えるが、今のところは当時確認したことを尊重したい。特別職と同様、議員もこれまでに報酬削減を実施してきた。平成 29 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 27 か月間、月額報酬等を 3%削減した。また、コロナ対策として、議員報酬及び政務活動費等併せて 3,300 万円余りを削減し、新型コロナウイルス対策思いやり応援基金に積み立てた。さらに、令和 5 年 11 月から任期満了まで約 41 か月間、子育て支援をより進めることを目的に、月額報酬等を 5%削減することとし、効果額は約 4,478 万円になる。このようなことを全会一致で決定してきた。今回も以前に全会一致で決定した期末手当については、特別職報酬等審議会の方針を尊重したい。

審査結果 可決 (賛成多数 賛成 5 人、反対 2 人)

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第157号 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案の概要

特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、特別職の職員の期末手当を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 特別職報酬等審議会において、特別職の期末手当を人事院勧告に従って引き上げる
ことについて、委員から意見はなかったか。

答1 国の特別職に準ずることについて、委員からは特に意見はなかった。特別職の期
末手当は、毎年的人事院勧告を踏まえ決定される国家公務員の特別職に適用される
期末手当の月数に準じて改定することが望ましいことを申し添えるという答申が出
てくる予定である。

問2 市長、副市長、教育長の期末手当の金額は幾らか。また、今回の改定で幾ら上がる
のか。

答2 今回の増額後の支給額は、市長が244万8,941円、副市長が207万9,228円、教
育長が182万7,254円となる。増額した金額は、市長が13万9,939円、副市長が11
万8,813円、教育長が10万4,415円である。

問3 西宮市と芦屋市はそれぞれ理由があつてのことだと思うが、人事院勧告を受けて
の期末手当の増額を見送っている。特に芦屋市は、議案を提出しているが、今般の
物価高騰の状況を鑑み、見送る判断をしている。本市として、この判断をどう受け
止めるか。

答3 本市においても、今年の特別職報酬等審議会において、特別職の年収が高く感じ
るという意見もあつたが、責任ある職にふさわしい報酬を支払うべきだという意見
が大半であつた。誰が市長になつたとしても、基本的な考え方の基準に従い、本則
を改訂することとした。物価高騰等の特別な事情は、給与などを自主的に削減する
ことで対応するものとする。本市は現在、特別職の給与を削減しているが、西宮
市や芦屋市は削減していない。そのことも増額を見送った理由の一つと捉えている。

問4 本市の特別職である市長は、令和6年8月31日まで10%の給与を削減している。
その1年間の金額と、今回の期末手当増額を見送る場合の効果額はそれぞれ幾らか。

答4 例えば市長については、今回の増額が約14万円である。一方、10%の給与削減は

1年間で約180万円となる。10%の給与削減のほうがはるかに大きな金額になる。

自由討議 なし

討 論

(反対討論)

討論1 国税庁による令和4年分民間給与実態統計調査によると、市長同様年収1,500万円以上の給与所得者の割合は1.4%しかいない。一方、総務省による令和5年10月の全国消費者物価指数は26か月連続で上昇しており、さらに実質賃金は18か月連続で前年比マイナスとなっている。そのような中、特別職の期末手当を引き上げることに市民の理解が得られるはずがない。

また、神戸市会において、議員の期末手当増額についての議案における討論を紹介する。人事院勧告は公務員の労働基本権が制約されている代償措置とされている。すなわち、公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要があることから、労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与水準と公務員の給与水準を均衡させることが基本にあり、人事院は中立第三者的な立場から勧告するというものである。労使関係にない議員は人事院勧告に縛られるものではなく、ましてや地方議会議員は自ら条例によって期末手当等の改定が可能であることから、論理必然的に人事院勧告が期末手当増額の根拠にはならない、というものだった。議員の部分を特別職に置き換え、同じことが言える。以上の理由からこの議案に反対する。

(賛成討論)

討論2 特別職報酬等審議会においても、国の特別職に準ずべきとの答申があると説明があった。特別職は平成28年4月から平成31年3月までの36か月間、市長が10%、副市長が7%の自主削減をしている。令和3年11月1日から令和6年8月31日までの34か月も同じ率で削減している。平成28年11月の会派代表者会において、議員の期末手当は特別職報酬等審議会の議論を尊重することを全会派一致で確認しており、特別職も同じだと考える。削減は目的を持って実施し、月額の部分で対応するものと判断し、この議案に賛成する。

審査結果 可決 (賛成多数 賛成5人、反対2人)

令和5年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第158号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
議案の概要 本年8月の人事院勧告に準じて、一般職の職員及び会計年度任用職員の給料、報酬並びに期末勤勉手当を引き上げるとともに、地方自治法の改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することのほか所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし <質疑の概要> なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第4号 健康保険証の存続を求める請願

<請願の趣旨>

市民のいのちと健康をまもるためにご奮闘いただいていることに敬意を表します。
政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決・成立させました。
しかし、誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。
兵庫県保険医協会が実施したアンケート調査（回答数657件）では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関551件のうち、64.2%が何らかのトラブルを経験しています。
トラブルの内容として、他人の情報が紐づけられていたケースが6件ありました。誤紐づけによる投薬・診療情報の取り違えは、重大な医療事故につながりかねません。機微性の高い医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことは重大な問題です。
また、28件の医療機関で、保険資格が確認出来ず、窓口で10割負担となったケースがありました。保険証が廃止されれば、経済的理由により受診が困難となることも懸念されます。
よって、下記事項を内容とする意見書を国に提出するよう要望するものです。

<請願の項目>

- 1 いつでもどこでもだれでもが安心して医療を受けられるように健康保険証の廃止は行わず、現在の健康保険証の存続を求める意見書を国に提出すること。

<質疑の概要>

- 問1 本請願の趣旨にあるアンケートは、いつ、どのような方法で実施したのか。
答1 （紹介議員A）令和5年の5月と6月にファクス等を使用して実施した。
- 問2 現在の保険証について、いつまで使用すると考えているのか。
答2 （紹介議員A）令和6年秋に現在の保険証を廃止する政府の方針に対し、様々な問題やトラブルがあり、十分な準備ができていないため、現在の保険証の存続を求めている。しかるべきときまでと解釈いただきたい。
- 問3 本請願の趣旨には、医療機関において何らかのトラブルを経験した割合が60%を超えているとあるが、本市においてのトラブルや苦情を把握しているか。
答3 （市当局）国民健康保険に関しては、マイナ保険証の資格誤り等の報告は聞いていない。

問4 マイナ保険証の最新の利用率は4.49%とのことだが、この数字は上がってきた結果なのか。最近の推移は把握しているか。

答4 (紹介議員A) 以前は6%を超えていたものが下がってきている。マイナ保険証のトラブル報道を受けてのことだと聞いている。

問5 マイナ保険証の取得率は把握しているのか。

答5 (市当局) 他の健康保険については不明だが、本市の国民健康保険については、10月28日現在で被保険者数の58.3%がマイナ保険証を持っている。

問6 医療機関で準備するマイナ保険証を利用するためのカードリーダーの費用は幾らかかるのか。

答6 (紹介議員A) カードリーダーの導入費用は五、六十万円で、更新費用や月々5千円程度のコストがかかると聞いている。国が利用促進のために約40万円の補助金を出している。

問7 認知症や障がいのある方のマイナ保険証の取得について、施設等から不安の声は聞いているか。

答7 (紹介議員B) 現在の保険証を廃止することに反対の方が59.2%いる。理由として、マイナ保険証取得について施設が対応できない、暗証番号の管理が困難などがある。

問8 他市における同様の意見書の提出は把握しているか。

答8 (紹介議員A) 県レベルでは岩手県議会、政令指定都市では札幌市や静岡市など、また長野県では多くの市町が意見書を提出しており、全国で約90の自治体で意見書を提出している。

問9 兵庫県下及び本市の医師会、薬剤師会などの現在の保険証を廃止に対する意見は聞いているか。

答9 (市当局) 情報交換等はしているが、この件についての意見は聞いていない。

問10 本市でのマイナンバーカードにおける資格誤りなどの点検状況や結果について、市民への周知や広報はしているのか。

答10 (市当局) マイナンバーのひもづけ誤りが全国的に確認され、令和5年6月21日に国において総点検本部が設置されたことを受け、本市においても庁内で設置している番号制度対応専門部会で情報共有を図り、対応してきた。令和5年7月に国から地方自治体に向け実態把握調査が実施され、その結果、本市については個別の総点検の対象外と通知を受けた。現在の本市のひもづけ作業は適正であったと認識

している。

問 1 1 請願の趣旨にある何らかのトラブルについて、6 件が他人の医療情報を閲覧できるようにになっていた、28 件が窓口で 10 割負担になったと紹介されているが、それ以外にどのようなものがあったのか。

答 1 1 (紹介議員 A) 違う住所がひもづいていた、夫婦の情報が逆になっていた、保険証の変更をしていないのに半年近く資格が無効になっているが保険者に確認の電話をしても、個人情報のため対応できないなど、様々な事務トラブルがあったと聞いている。また、顔認証がうまくいかない、暗証番号の入力間違いで使用できなくなるなどのトラブルも現場では起きている。

問 1 2 今回、国とのパイプ役として新たに副市長人事が議案として提案されたが、国策として実施している医療DXの分野に本市が反対の意見書を提出することに対する国に与える印象等は考えたのか。

問 1 2 (紹介議員 A) 反対する意見書ではなく、現段階では現在の保険証は必要であるという意見である。令和 6 年秋に現在の保険証が廃止されることに危機感を持っている。

問 1 3 現在の保険証の廃止後に発行する予定の資格確認書の発行に多額の事務経費がかかると言われていたが、本市での事務作業の予算は試算しているか。

答 1 3 (市当局) 資格確認書の仕様などが国から示されておらず、試算はできていない。

問 1 4 暗証番号の設定が不要の顔認証のマイナンバーカードを近く導入するという報道があったが、本市での準備や国から聞いている情報はあるか。また、本市においての周知はどのように行っているのか。

答 1 4 (市当局) 令和 5 年 12 月から導入予定という総務省からの通知が来ている。正式な日程が決まれば、広報等で市民に周知していく。

問 1 5 マイナンバーカードは普及率 100%を目指していると思うが、マイナ保険証について目標設定はあるのか。

答 1 5 (市当局) 国民健康保険については、目標は設定されていない。

問 1 6 後期高齢者医療保険におけるマイナ保険証の登録状況は把握しているか。

答 1 6 (市当局) 県広域連合からは令和 5 年 6 月末時点で 43%と聞いている。

問 1 7 令和 6 年秋に現在の保険証が廃止されることには課題があると感じるが、どう

考えているか。

答17 (紹介議員A) マイナンバーカードが普及すれば便利になることは増えると考えるが、現在のマイナ保険証の利用率が4%台であり、トラブルが問題になっている。現在の保険証を廃止すれば、利用率も上がるだろうと思われるが、現場の医療機関の不安を払拭せずに進めてはいけないと考える。

自由討議

委員A 現在の保険証を存続させると、国の事業の足を引っ張るといった話があったが、どうということか。

委員B 現在の保険証を存続させることは安心な部分があるが、新しい制度に変えていくには柔軟性を持って対応し、不安をあおるのではなく、不安を払拭すべきだという意味である。

委員A マイナ保険証未登録者に発行する資格確認書について、最初は1年間の想定だったが、5年間に延長になった。国においても、マイナ保険証の普及率が100%になるのは時間を要すると理解していると思う。資格確認書を発行するには、お金もかかるし、事務処理も発生する。マイナ保険証の普及率が100%になるまで、現在の保険証を併用することが不安をあおることにはならないと考える。

委員B 資格確認書を発行するよりも顔認証ができるマイナンバーカードに切り替えるほうが価値があるのではないか。確かに課題はあるが、利便性が増すこともあり、国も推奨しているという意味合いである。

委員A 現在の保険証は顔認証する必要もないし、手間もお金もかからない。市民に不安を与えたりか危機感をあおるわけではなく、わざわざ資格確認書を発行したり、顔認証をすることがなじまないと考える。国の制度に反対するわけではなく、柔軟に考えてほしい。

委員C 顔認証ができるマイナンバーカードが万能という状況にはならないと思う。国民皆保険制度で全ての人が安心して医療を受けられる状況をつくるには、令和6年秋に現在の保険証を廃止するのではなく助走期間が必要だと考える。

委員B 顔認証ができるマイナンバーカードが万能とは言っていない。カードの取得について不安を感じる人へのフォローの意味合いで考えている。確かに不安や戸惑いがあるが、行政としては不安を払拭していく努力も必要であり、少しずつでも前に進めていく必要があると考える。

討 論

(反対討論)

討論 1 一連のトラブルを受けて、国も基礎データやシステムの総点検を進めており、令和 6 年の秋に現在の保険証を廃止するため、多方面で努力をしている状態だと考える。現在の保険証を廃止することでデジタル化が促進され、経費の削減にもつながると思われる。現在の保険証を残すことはデジタル化を遅らせるだけではなく、2 つの保険証の存在が高齢者をはじめ多くの人に戸惑いや混乱をもたらすものとする。令和 6 年の秋に向けて、問題を一つ一つ解決し、不安を取り除きながら進めていくべきと考え、本請願に反対する。

(賛成討論)

討論 2 はっきりしていることは、現状、様々な問題があり、医療機関が現在の保険証を残してほしいと要望していることに尽きる。事業を進めていく上でも、現在の保険証を残して、医療機関や患者の安心を確保しつつ進めていくことが必要だと考え、本請願に賛成する。

(賛成討論)

討論 3 マイナ保険証の利用率が低い中で現在の保険証の廃止を強行すれば、医療現場が大混乱に陥るのは目に見えており、そこから取り残される患者が多くなるのも目に見えている。様々なトラブルが報道されたが、トラブルが解消したという安心材料はまだ届いてない。慎重に進めなければ医療のDXが崩れかねないと考え、本請願に賛成する。

(賛成討論)

討論 4 資格確認書の発行が 1 年間から 5 年間に延長されたということは、マイナ保険証が国民に理解され、普及率が 100%になるには時間がかかると国が認めているものとする。お金を使って資格確認書を発行するよりは、現在の保険証を残すほうが財政的にも合理的である。マイナンバーカードやマイナ保険証に反対しているのではなく、国民の理解が進むまで現在の保険証を残すべきと考え、本請願に賛成する。

審査結果 不採択（賛成少数 賛成 3 人、反対 4 人）